

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第41回）開催結果概要

1 日時

平成23年7月19日（火）午後3時30分から午後5時まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

秋葉康弘，秋吉仁美，酒巻匡，仙田満，高橋宏志〔座長〕，

中尾正信，二島豊太，野間万友美，水野美鈴，山本和彦

（事務総局）

菅野雅之審議官，氏本厚司総務局第一課長，本田能久総務局参事官，

朝倉佳秀民事局第一・三課長，河本雅也刑事局第一・三課長，

春名茂行政局第一・三課長，浅香竜太家庭局第一課長

4 進行

（1）意見交換

ア 第4回検証結果の公表について

事務局から，第4回検証結果の公表及び第4回報告書について説明がされた。

（高橋座長）

○ 何よりも第4回報告書では施策を提示した点が重要である。各方面からの今後の反応に関心を払う必要がある。

○ マスコミからは余り注目されなかったが，研究者の立場からみて，最高裁判所における訴訟事件の概況を取り上げた点は評価したい。

○ 刑事事件については，いわば過渡期にあり，現時点において確定的な分析・評価を行うことが困難であることはマスコミにも理解されたようだ。

（中尾委員）

- 第4回報告書の概要版は大変見やすく、使い勝手もよい。
- 第4回報告書では施策をできる限り広範に取り上げ整理したが、今回の成果は施策の深化・実現にかかっている。概要版35頁の脚注にあるとおり、施策の深化・実現に当たっては、関係機関、団体等における十分な検討が必要不可欠であり、仮にこの施策案に異論があれば、単なる批判にとどまらず、具体的な対案を出すなどして、施策を深化させていくことが大切である。今回の報告書はその意味では出発点となろう。

(菅野審議官)

- 事務局としても、施策の深化・実現に当たっては、関係機関、団体等における十分な検討が必要であると考えており、記者発表の際にもこの点を十分に説明している。

(酒巻委員)

- 刑事事件については、高橋座長と同感である。
- 第4回報告書では、実情調査を実施し、支部を含めた裁判所の現場を実際にみたことが大変有意義であった。
- 迅速化検証報告書は、司法制度に関する様々な分野の研究者にとっても有益な資料であり宝の山であるから、今後は学会等にも認知され、研究者による分析・検討が行われることを期待したい。

(山本委員)

- これまでの検証の成果が報告書としてまとめ感慨深い。
- 第4回報告書では考えられる施策を網羅的に取り上げたが、新たな提案もあるし、施策の中身も成熟したものから未成熟なものまで混在している。これを契機として、幅広い建設的な議論が行われることを期待したい。
- 酒巻委員の指摘のとおり、迅速化検証報告書は、研究者にとっても有益な資料である。これを基に研究者の側でも研究を深められるようにしたい。

(仙田委員)

- 日本建築学会が司法支援建築会議を立ち上げてから今年でちょうど10年になるが、迅速化検証を機に、裁判所と建築家団体との連携が各地域の地裁レベルでも徐々に進みつつある。今後も一層の連携強化を図りたい。
- 人間の行動に大きな影響を与える要因の一つとして環境があるところ、今回の報告書で法廷等の物的態勢に関する施策を提示できたのはよかった。

(二島委員)

- 既に御指摘のとおり、重要なのは今回の施策をどう実現していくかである。施策の中には弁護士会にとって耳が痛いものもあろうが、個人的には、弁護士会としても報告書の内容を受け止め検討してほしいと考えている。
- 個人的には、報告書に掲載されたデータ以上に裁判所は疲弊していると考えている。第5クールでは、裁判所の負担が増大していることをより一層実証的に裏付けられないか。

(菅野審議官)

- 裁判所の負担については、量の面と質の面の両面があり、特に、今後は質の面が重視されてくるものと思われるが、この点をどのように計測するかはなかなか難しい問題である。事務局としても検討会で様々なアイデアをいただきたいと思っているところである。

(秋吉委員)

- 多くの学識経験者が参加する検討会での議論により、裁判所内部での検討では気付きにくい施策も提示することができた。迅速化法が求める総合的、客観的かつ多角的な検証ができたのではないかと思う。
- 施策の実現に当たっては裁判所外の諸団体との協力が必要不可欠であるところ、第4回報告書では現時点での議論の到達点が整理されており、諸団体と認識を共通化するためのツールとしても有益であろう。また、多くの施策は、裁判の質を高めることにも寄与するものであり、その意

味でも今回の報告書は有益な資料である。

(秋葉委員)

- 当初、今回の検証とその取りまとめには困難が伴うのではないかと考えていたが、第4回報告書を見ると、客観的な分析自体もさることながら、その分析結果が施策の提示に結びつけられており、うまく取りまとめられていると思う。今回はより視野を広げた検討を行い施策を提示したが、その実現にはある程度の期間が必要であろう。

(野間委員)

- 印象深いのは裁判所の物的態勢が裁判の迅速化を阻害する要因となりうるということが実情調査で実感できた点である。
- 第4回報告書では多くの施策が打ち出されているが、新聞報道等を通じて関係者に広く周知され、それらが実現されることに期待したい。

(水野委員)

- 刑事事件では罪体に関する証人と情状に関する証人では性質が異なることから、「平均取調べ証人数の推移」については、両者を区別した統計があるとよりよかったと思うし、最高裁判所における訴訟事件においては、弁論が開かれる事件と開かれない事件とでは審理期間が異なることから、平均審理期間については、両者を区別した統計があるとよりよかったと思う。また、「上告理由別の終局人員及び平均審理期間」については、上告理由が複数ある場合には、主たる上告理由により集計したとのことなので、その判定基準を明示するとよりよかったと思う。
- 第5クールでは、被害者参加制度と刑事裁判の迅速化という点からの分析も考えられるのではなかろうか。

(菅野審議官)

- 御指摘の点については、各手続のいわば幹の部分を中心に検証を実施していることに加え、統計システム上、データを示すことが難しい側面

もあることを御理解いただきたい。

- 被害者参加制度と刑事裁判の迅速化については、今後議論が必要になれば検討課題とすることもあり得る。

イ 今後の検証の進め方について

(本田参事官)

- 第5クールでは、裁判手続に内在する長期化要因の妥当性及びその改善施策を提示したこれまでの検証結果も踏まえつつ、裁判の適正・充実・迅速化に関わる裁判手続外の社会的要因を検討するとともに、10年間の迅速化検証の総まとめを行うことが考えられる。また、刑事事件については第4クールと同程度の状況分析に止め、上訴審については包括的に取り上げることが考えられる。
- 紛争の動向や司法ニーズに関連する可能性のある要因として、例えば、「紛争自体の総量や動向に大きな影響を与える要因」としては、少子高齢化や大都市集中・地方過疎化等の人口動態、経済情勢や紛争当事者の資金力の動向、ライフスタイルの動向、法教育・啓発の進捗や業界慣行の動向、保険制度の動向等が考えられるし、「裁判事件となる紛争の総量や動向に大きな影響を与える要因」としては、ADRの拡充・活性化の動向、裁判制度に対する紛争当事者の意識・期待の動向、裁判制度を利用するためのコストの動向、法曹人口の動向等が考えられる。裁判手続外の社会的要因の検討の参考にするために、基礎的資料や統計データの収集を行うほか、専門家等による講演・報告、実情調査等の実施を検討している。

(中尾委員)

- 裁判の迅速化は、運用上は既にかかなり進んでいると思われるので、むしろ日本社会における裁判の迅速化の持つ意義を検討することも考えられる。

- 裁判に対するニーズや事件動向に着目し、我が国の裁判制度との関係で社会的要因を検討することが考えられるのではないか。

(高橋座長)

- 裁判の迅速化の持つ意義については、興味はあるが、本検討会で取り上げるべきかについては慎重な検討が必要であろう。

(仙田委員)

- 迅速化の検証に当たっては、各分野を超えた総合的な議論が重要である。
- 迅速化検証は10年間で一区切りだが、事務局としては、今後は検証作業をどのように進める予定か。

(菅野審議官)

- 裁判の迅速化の持つ意義については、社会的要因の一つとして検討を予定している「裁判制度に対する紛争当事者の意識・期待の動向」において取り上げてみることも考えられる。
- とりあえず10年間で一まとまりの検討結果を示したいと考えており、10年間経過後にどのようにしていくかについては、第5クールの最初の約1年間で、事務局において検討した上で、検討会にも御相談したい。

(秋吉委員)

- 例えば、高齢化社会における遺言や銀行による財産管理、法教育・啓発及び保険制度等の、紛争解決を容易にする社会的基盤について、専門家の話を聞くことができればよいのではないか。

(秋葉委員)

- 最近、通信技術の飛躍的発展が訴訟手続の有様を変えるのではないかと感じている。今後の検証においては、この点も念頭に置く必要があるだろう。

(二島委員)

- 社会的要因の関係では、各要因ごとの動向という大きな問題が示され

ているが、こういうものについて、データとかを示すつもりか。また、ライフスタイルの検証はどのようにするのか。

(菅野審議官)

- 社会的要因の関係でも、関連するデータは示したいが、事務局としても専門外の分野であり、せいぜいネット等で収集できるものを基本とせざるを得ない。むしろ専門家に対しヒアリング調査等を実施しながら、議論して中味を固めていきたいと考えている。社会的要因については、範囲が広く、各テーマの一つ一つが重いので、個々のテーマの深い掘り下げは別の所でやっていただくとして、本検討会では、先ほども御指摘のあったとおり、様々な要因を統合して全体的に見たときにどうなのかという総合的なイメージを検討していくこととしたい。
- 例えば、ライフスタイルであれば、先ほども御指摘のあったITやネットの動向が紛争解決にどのように関係するかを取り上げるなど、各テーマごとに、代表的なものをピンポイントで取り上げるというレベルのことしかできないのではないかと。いずれにしても、紛争解決や裁判と無関係に社会的要因を検討することは考えがたい。
- 本日の御議論を踏まえて、次回の検討会までに具体的な検討方法をお示ししたい。

(仙田委員)

- 建築業界について紹介すると、今後数十年間にわたり、紛争の内容や性質が変化することが見込まれる。東日本大震災の影響もある。

(二島委員)

- 東日本大震災は大きな社会的要因の一つと考えられるが、事務局ではこの点について検討することも考えているのか。

(菅野審議官)

- 東日本大震災は、紛争の発生とその解決手段等に大きな影響を与え、

様々な検討課題を含む可能性のあるものだと認識している。ちょうど10年スパンの取りまとめを行おうとしている第5クール直前に、このような大震災が起こったということもあり、事務局としてもその取上げ方を検討したい。

(高橋座長)

- 裁判手続外の社会的要因については、第4回報告書で約束したことであり、検討を進める必要がある。10年間の総まとめも必要である。刑事事件については、それほど大きく取り上げることはできないだろう。第5クールにおいても、検討会を2年間に10回程度開催することとし、その間に実情調査等を実施することでよいであろう。
- 第4回報告書で提示した施策については、今後反応が出ると思われるので、この点についても注視したい。

(酒巻委員)

- 裁判手続外の社会的要因については、その性格上、記述・分析が困難な面も多いことは念頭に置く必要がある。10年間の総まとめは重要である。
- 刑事事件については、変動期でもあり、これまでと同程度の状況分析に止めることが相当である。

(菅野審議官)

- 第5クールもこれまで同様、2年間のうち最初の1年間で実情調査や専門家からのヒアリング等のいわば準備的作業を実施し、次の1年間で報告書案をまとめる作業をする予定である。次回検討会では、本日の御議論を踏まえて具体的に第5クールの進め方を提示したい。

(2) 今後の予定について

次回の検討会は、事務局において日程調整を行うこととなった。

(以 上)